

平成31年第1回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第4日目）
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 平成31年3月5日（火） 午前11時15分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第39号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第7号）
議第4号 平成31年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（9名）
- | | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 1番 | 尾形修平君 | 2番 | 大滝国吉君 |
| 3番 | 平山耕君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 木村貞雄君 | 6番 | 長谷川孝君 |
| 8番 | 河村幸雄君 | 9番 | 渡辺昌君 |
| 委員長 | 大滝国吉君 | 副委員長 | 鈴木いせ子君 |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
鈴木好彦君 小田信人君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|---------------|-------------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 保健医療課長 | 信田和子君 |
| 同課国保室長 | 高橋晃君（課長補佐） |
| 同課健康支援室長 | 中村和子君（課長補佐） |
| 同課健康支援室副参事 | 中村みゆき君 |
| 同課健康支援室副参事 | 川崎健一君 |
| 同課健康支援室係長 | 小林春美君 |
| 同課健康支援室係長 | 大倉愛子君 |
| 介護高齢課長 | 小田正浩君 |
| 同課高齢者支援室長 | 土田孝君（課長補佐） |
| 同課高齢者支援室係長 | 渋谷直人君 |
| 同課地域包括支援センター長 | 田中加代子君（係長） |
| 同課介護保険室長 | 大滝慈光君（課長補佐） |
| 同課介護保険室係長 | 近藤知子君 |
| 福祉課長 | 山田和浩君 |
| 同課福祉政策室長 | 木村静子君（課長補佐） |
| 同課福祉政策室副参事 | 中山晴剛君 |
| 同課福祉政策室係長 | 本間大輔君 |
| 同課福祉政策室係長 | 鈴木祐輔君 |
| 同課子育て支援室長 | 平山祐子君（課長補佐） |
| 同課子育て支援室副参事 | 高橋朗君 |

同課子育て支援室係長 小林 毅 君
税 務 課 長 建 部 昌 文 君
環 境 課 長 中 村 豊 昭 君

10 議会事務局職員

局 長 小 林 政 一
書 記 百 武 美 奈

(午前11時15分)

特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務についての保健医療課、福祉課及び介護高齢課所管分について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長（渡辺 昌君）開会を宣する。

渡辺委員長 ところで、税務課長から発言を求められているので、これを許す。
税務 課長 きこの委員会で平山委員からの入湯税に関する質疑で、税には制限税率があり、税率を3倍には上げられないと思うと答弁いたしたが、入湯税には標準税率が規定されているが、制限税率は規定されていないため、法律上は税率を3倍にすることも可能だったので、訂正させていただく。大変申しわけなかった。

渡辺委員長 ご了承ください。次に、環境課長から発言を求められているので、これを許す。
環境 課長 昨日の一般会計予算・決算審査特別委員会市民厚生分科会において、尾形委員からのごみ処理場からの焼却灰の再資源化に関するご質問の中で、灰の総量はというご質問に対して、総量約2,000トンで、そのうち1,400トン埼玉県で再資源化、200トンを県外で埋め立て、残りは荒沢に持っていくというふうな答弁を申し上げたが、正しくは灰の総量は約2,900トン、このうち主灰が約2,100トンで、この内訳といたして1,400トンを市が埼玉県で再資源化、200トンを市が県外で埋め立て、500トンを施設を管理運営している事業者が埼玉県で再資源化している。残りの800トンは、飛灰であって、これを荒沢で埋め立てしているというのが正しい内容である。おわびして訂正申し上げます。済みませんでした。

渡辺委員長 ありがとうございます。

○当分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

目 程 第 7 議第39号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第7号）についてのうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、福祉課及び介護高齢課所管分を議題とし、最初に歳入について予算付託表記載順に担当課長（保健医療課長 信田和子君、福祉課長 山田和浩君、介護高齢課長 小田正浩君）から説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出及び繰越明許費についての説明を受け、その後歳出及び繰越明許費についての質疑に入る。

歳入

第14款 国庫支出金

(説明)

福祉 課長 それでは、10P、11Pをお開きください。14款国庫支出金、2項2目1節社会福祉費補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金であるが、こちらは補助率の変更に伴う増額である。内訳としては、家計相談支援事業であるが、自立相談支援事業、就労準備支援事業と一体的に実施したことにより、補助率が2分の1から3分の2へ、また生活保護の診療報酬明細書点検事業については、後発医薬品の使用割合による基準をクリアしたことにより、補助率が4分の3から8分の7になったことによるものである。

第15款 県支出金

(説明)

保健医療課長 15款県支出金、1項1目民生費県負担金、説明1の後期高齢者医療基盤安定負担金665万3,000円の減額は、額の確定により減額するものである。県負担割合は4分の3になっている。

第20款 諸収入

(説明)

保健医療課長 続いて、ページの一番下になるが、20款諸収入、6項6目雑入の3節衛生雑入、説明1の過年度分医療施設等設備整備費補助金返還金1万7,000円は、厚生連の申告確定により平成28年度医療施設等設備整備費補助金に係る返還金で、村上総合病院が市に返還するものである。以上である。

歳入

第14款 国庫支出金、第15款 県支出金、第20款 諸収入

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説明)

保健医療課長 それでは、18、19Pをごらん願う。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、説明1の国民健康保険特別会計繰出金400万円の追加計上であるが、給与改定等に伴う職員人件費の調整等によるものである。

福祉 課長 説明欄の2、職員人件費であるけれども、こちらについても給与改定等による調整額となっている。

保健医療課長 3款1項3目老人福祉費、説明1、老人医療費助成経費の1万円は、平成29年度事業の確定によるものである。続いて、説明2、後期高齢者医療広域連合負担金884万

9,000円の減額計上であるが、平成30年度の共通経費負担金の確定及び療養給付費負担金の仮精算申請に伴う減額である。説明3、後期高齢者医療特別会計繰出金889万6,000円の減額は職員給料分、事務費分の調整に伴うものと、保険基盤安定繰出金額の確定によるものである。

介護高齢課長 説明の4、介護保険特別会計繰出金2,686万1,000円減額であるが、介護給付費減額補正と人件費の調整等に伴う繰出金の減額をお願いするものである。続いて、5、老人福祉職員人件費の13万3,000円であるが、人件費の調整による追加をお願いするものである。次に、3款1項4目老人福祉施設費、説明欄の1、老人福祉センターあかまつ荘経費の指定管理料23万円であるが、精算項目になっている修繕料の不足分の追加をお願いするものである。次に、2の荒川いこいの家経費の指定管理料50万円であるが、これについても精算項目になっている修繕料の不足額分の追加をお願いするものである。次に、20、21Pであるが、3のふれあい羽衣経費の指定管理料25万円であるが、これも同じく精算項目になっている修繕料の不足分の追加をお願いするものである。

福祉課長 その下になる。3款2項3目児童措置費の説明欄1、保育園運営経費の指定管理料については、あらかじめ保育園の利用実績による精算調整である。5歳児が9人減って約370万円ほどの減となったが、1歳児は同じく9人ふえて約1,150万円の増となるなど、単価の高い3歳未満児の利用がふえたことによることが大きな理由になっている。また、児童入園委託料については、市内に住所のある児童が勤務等の都合により他市町村の保育園などを利用した場合の委託料となる。こちら、当初見込みより対象者がふえたため、309万2,000円の増額をお願いするものである。その下、児童措置費の人件費、また3の保育園職員人件費については、給与改定等による調整である。その下、学童保育経費の指定管理料である。こちらの指定管理料については、精算に伴う不足分について補正をお願いするものである。山北やまゆり学童保育所、山北はまゆり学童保育所については、加配支援員の人件費分などとして56万2,000円を、神林学童保育所については、同じく加配支援員の人件費分等として84万6,000円をお願いするものである。その下、生活保護総務費職員人件費については、同様に給与改定による調整等である。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長 では、22、23Pをお願いいたす。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、説明1、保健衛生総務経費のうち、奨学金貸付金150万円の減額計上であるが、これは就学生からの休学届け出に伴い村上市医学生修学資金貸与条例第7条第2項の規定により、その期間は貸与を行わないこととして計算しているため減額するものである。なお、休学の理由は、国公立大学再受験等によるものである。その下、返還金1万1,000円の追加計上については、平成28年度医療施設等設備整備費補助金で、市が県に返還するものである。続いて、説明3の保健衛生総務費職員人件費12万6,000円は、給与改定等に伴う職員人件費の調整によるものである。その下の4款1項2目予防費の予防費職員費の81万1,000円も、給与改定等に伴う調整である。以上である。

第2条「第2表 繰越明許費」

(説明)

介護高齢課長 それでは、5 Pをござんください。第2表、繰越明許費の1行目、3款民生費、1項社会福祉費、老人ホーム運営経費799万2,000円であるが、やまゆり荘のエレベーター改修工事であるが、部品の調達、製造に想定以上に時間を要するため、予定していた工期内に完了することができなくなり、翌年度へ繰り越すものである。以上である。

歳出

第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費

(質 疑)

尾形 修平 23 Pの今保健医療課長から説明あったけれども、奨学金の件なのだけれども、この方昨年第1号として市のほうで認定されたのだけれども、休学で今国公立を受けるというお話で、休学始まったのはいつぐらいからなのか、まず。

保健医療課長 本人からの休学の届け出は、10月から3月となっている。

尾形 修平 そうすると、もう3月なので、それが受験に成功したか失敗したかというのは、多分もうわかっていると思うのだけれども、まだなのか。この休学は、3月いっぱいということで。それが仮に受験がうまくいかなかったら、来年度も休学ということにというようなお話ししているのか。

保健医療課長 本人からは、まず結果をもってまた今後については考えるということで話を聞いている。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 繰越明許費」

(質 疑)

木村 貞雄 この民生費のやまゆり荘のエレベーターなのだけれども、予算に予定してあって、部品がなかったというようなあれなのだけれども、どんなものなのか。

高齢者支援室長 工事の内容については、運転の中身のそのモーターとかそういうもの一式、やはり経年劣化等あるので、それを全面的に取りかえるという内容である。

木村 貞雄 それはわかるのだけれども、その繰越明許費なんて、そんな屋内でするもので、例えば大雪のためにだめだったとかおくれたとか、大体そういう物、製品ないわけではないだろう、その辺のこと理由づけとして。

高齢者支援室長 部品については、既存で使える部品というのも当然あるけれども、オーダーメイドという形で作る部品等も、結構合わせて作る部品等もあって、あと業者のほうからの話では、やはり2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、どうしても資材等がなかなか不足していたりというような理由もちょっと伺っ

ていて、そのような関係で、本当であれば年度内に工事をするということで契約をさせていただいたわけであるが、少しその関係で工期を延ばさせていただきたいというような話である。

木村 貞雄 例えば全面的に何でもかんでも改修するというわけではなくて、何とか安く仕上げようという考えであればそれはいいのだけれども、その辺はどうなのか。

高齢者支援室長 もちろん必要な部分の工事ということで発注はさせていただいているけれども、業者についても、やはりふだんメンテナンスをしている業者にお願いをさせていただいているわけであるけれども、なかなか専門的な改修という項目であるので、業者自体も限られている。その中で、効率的な工事として発注をさせていただいている。

木村 貞雄 終わる。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第39号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程 第 8 議第 4 号 平成31年度村上市一般会計予算のうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、福祉課及び介護高齢課所管分を議題とし、最初に歳入について予算付託表記載順に担当課長（保健医療課長 信田和子君、福祉課長 山田和浩君、介護高齢課長 小田正浩君）から説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出及び債務負担行為についての説明を受け、その後歳出及び債務負担行為についての質疑に入る。

歳入

第12款 分担金及び負担金

(説明)

介護高齢課長 それでは、20P、21Pをごらんいただきたいと思います。12款分担金及び負担金、2項2目1節社会福祉費負担金である。説明欄の1、老人ホーム入所者負担金2,011万8,000円であるが、やまゆり荘40名、胎内やすらぎの家6名を計上いたした。2の老人ホーム入所措置費負担金2,340万7,000円であるが、関川村からの入所者分10名分を計上している。3の生活管理指導短期宿泊サービス利用料24万円であるが、やまゆり荘の短期入所に係る個人負担分である。あと、4以下については例年どおりなので、省略させていただく。

福祉 課長 説明欄7、8については例年どおりである。関川村と栗島浦村からの負担金を計上させてもらった。続いて、12款2項2目2節児童福祉費負担金である。説明欄1、保育園入園者負担金については、少子化に伴う園児数の減少と本年10月からの3歳以上児などの保育料の無償化、対象人数としては約1,000人程度と見込んでいるが、平成30年度当初から9,911万4,000円を減額し、1億1,968万8,000円を見込んでいます。なお、無償化に対する国からの補填分であるが、21Pの最上段にある子ども・子育て支援臨時交付金7,080万円が企画財政課とはなっているが、新規計上となってい

る。説明欄2から7については例年どおりなので、説明は省略させていただいて、説明欄8である。ことばとこころの相談室経費負担金、こちらについても関川村と栗島浦村からの負担金であるが、これまでは学校教育課扱いとなっていたものを組織の見直しということで平成31年度からこども課扱いとなるので、こちらで計上させていただいたものである。

保健医療課長 続いて、12款2項3目衛生費負担金だが、説明2、3、5は例年どおりのため、省略させていただく。説明4の医療施設等設備整備負担金だが、平成31年度は内視鏡業務支援システム1台を予定しており、関川村、栗島浦村分の負担額6万4,000円を計上している。負担額は人口割である。

福祉 課長 次ページになる。説明欄6、未熟児養育医療一部負担金については、例年どおりであるので、省略させていただく。

第13款 使用料及び手数料

(説明)

介護高齢課長 22、23Pであるが、13款1項2目民生使用料、1節の社会福祉使用料の説明なのであるが、1、行政財産使用料8万4,000円だが、これは電柱設置に係る使用料である。

福祉 課長 その下、13款1項2目2節児童福祉使用料について、こちらについても例年どおりであるので、省略させていただく。

保健医療課長 13款1項3目衛生費使用料の説明であるが、3、4は例年どおりのため省略させていただく。

福祉 課長 それでは、26P、27Pをお開きください。13款2項2目民生手数料の1節社会福祉手数料については、項目計上とさせていただいた。

第14款 国庫支出金

(説明)

保健医療課長 14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金は例年どおりであるが、説明1の保険基盤安定負担金4,901万3,000円は、保険基盤安定繰入金の保険者支援分として国の2分の1負担分を計上している。

介護高齢課長 2の低所得者保険料軽減負担金547万9,000円であるが、介護保険料の所得段階、第1段階の保険料について年額3万5,400円を3万1,860円に減額して、差額について公費で保険料を補填するもので、国が負担する割合2分の1、対象者は3,096人分である。

福祉 課長 その下である。特に説明させていただくのは、まず説明欄の4である。障害者自立支援給付費負担金についてであるが、こちらは就労移行支援や就労継続支援A型などの施設利用者の増加により、平成30年度当初より1,230万5,000円増の4億8,195万4,000円を計上させていただいた。また、説明欄6、障害児通所サービス費負担金は、放課後等デイサービス、児童発達支援の利用者増加のほか、新たに保育所訪問支援と居宅訪問型児童発達支援を見込んだことにより、平成30年度当初より4,050万円増の6,602万7,000円を計上させていただいた。次のページである。14款1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄の1、児童扶養手当負担金であるが、これまで4カ月に1回、4月、8月、12月に支払っていたけれども、ことし11月から奇数月の支払いとなるので、4月、8月は4カ月分ずつ、その後11月は3カ月分、1月、3月は2カ月分という支払いになるので、今年度に限り15カ月分を計上させていただいた。対

象となる人数は年々減少しているが、総額では1,115万9,000円増の9,258万5,000円を計上いたした。次の児童手当負担金であるが、こちらは対象となる子どもの減少により3,820万円の減で、5億1,720万円を計上させていただいた。以下については、ちょっと省略させていただいて、その下、14款1項2目1節保健衛生負担金の未熟児養育医療費負担金であるが、こちらは例年どおりということで特に変更していないので、省略させていただく。続いて、中ほどになる。14款2項2目1節社会福祉費補助金の説明欄1、地域生活支援事業費等補助金であるが、補助基準は国が2分の1、県が4分の1となっている。近年の実績を勘案して1,867万2,000円を計上させていただいたものだ。2は省略して、説明欄3の地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業補助金であるが、これは本年度から新規に計上した相談支援包括化推進員の報酬等に充てるもので、補助率は4分の3である。14款2項2目2節児童福祉費補助金については、例年どおりとなるので、説明を省略させていただく。

保健医療課長 14款2項3目の衛生費国庫補助金、説明につきましては省略させていただく。

福祉 課長 次のページになる。14款3項2目2節児童福祉費委託金については、昨年と同様であるので、説明を省略させていただく。

第15款 県支出金

(説明)

保健医療課長 15款県支出金、1項1目民生費県負担金であるが、例年どおりであるが、説明1は保険基盤安定負担金1億5,439万5,000円を計上させていただいた。これは、国保への保険基盤安定繰入金の県負担分であり、内訳は保険税軽減分が4分の3、保険者支援分が4分の1である。続いて、説明2の後期高齢者医療基盤安定負担金1億3,989万3,000円の計上は、後期高齢者の低所得者に対して保険料の軽減相当額を公費で負担するものであり、県4分の3負担分である。

介護高齢課長 3の低所得者保険料軽減負担金273万9,000円であるが、国庫支出金でも説明いたしたが、県が負担する4分の1について計上している。

福祉 課長 その下である。説明欄4から8まで、またその次、15款1項1目2節児童福祉費負担金、その次の3節生活保護費等負担金、また15款1項2目衛生費県負担金の1節保健衛生費負担金については昨年度と、平成30年度と同様の内容であるので、説明を省略させていただく。

保健医療課長 32から33Pになるが、15款2項2目民生費県補助金、説明1のほうは省略させていただく。

介護高齢課長 2から5までは例年どおりなので、省略させていただくが、6の介護基盤整備事業費補助金1億4,824万円であるが、これは地域密着型施設整備事業費としてグループホームツーユニット増床分と介護療養型医療施設等転換整備支援事業として介護療養型医療施設1事業所、また施設開設準備経費等支援事業費としてグループホームツーユニット分と介護療養型医療施設分1事業所の分となっている。この介護療養型医療施設等転換整備支援事業につきましては、平成30年の4月から始まって、介護医療院への転換整備を行う事業について補助するものである。この対象としては、村上記念病院が平成32年4月に介護医療院に60床転換する予定となっている。7は昨年同様なので、省略させていただく。

福祉 課長 その下、説明欄8から10まで、また15款2項2目2節の児童福祉費補助金については、昨年度と同様の内容となっているので、説明については省略させていただく。

保健医療課長 15款2項3目の衛生費県補助金であるが、1から5までも昨年度と同様の内容であるので、省略させていただく。

福祉 課長 その下、説明欄6、子ども医療交付金についても、昨年度と同様の内容であるので、説明は省略させていただく。また、次のページに移りまして、34P、35Pになる。15款3項2目民生費委託金、1節の社会福祉費委託金の説明欄2の戦没者遺族等援護事務交付金についても同様であるので、説明については省略させていただく。

第18款 繰入金

(説明)

保健医療課長 18款繰入金、1項1目特別会計繰入金についても説明1、2は省略させていただく。

介護高齢課長 3についても例年どおりであるので、省略させていただく。

第20款 諸収入

(説明)

保健医療課長 40、41Pをごらん願う。20款諸収入、5項1目民生費受託事業収入、これも例年どおりではあるが、説明1の後期高齢者保健事業受託収入922万8,000円を計上いたした。後期高齢者医療被保険者に対し実施する健康診査に対して、広域連合より支払われる受託料である。

福祉 課長 その下である。20款6項5目1節過年度収入の説明欄に、過年度児童手当交付金は項目計上である。

介護高齢課長 次に、42、43Pであるが、20款6項6目の雑入、2節民生雑入であるが、これも例年どおりなので、省略させていただく。

福祉 課長 説明欄2から11についても、例年どおりであるので、説明を省略させていただく。

保健医療課長 20款6項6目3節衛生雑入の説明6、7、8についても省略させていただく。

福祉 課長 一番下、説明欄の9である。過年度分子ども医療費返還金、こちらについては項目計上とさせていただいた。

分科会長（渡辺 昌君）休憩を宣する。

（午前11時53分）

分科会長（渡辺 昌君）再開を宣する。

（午後0時59分）

歳入

第12款 分担金及び負担金

(質疑)

木村 貞雄 何か聞いたことがあるのだけれども、ちょっと。21Pの衛生費負担金なのだけれども、医療施設の関係で関川、粟島浦村からもらうのだけれども、この関川さんの割合の計算はどんなふうにしたのだったか、負担率。

保健医療課長 負担額は人口割だ。

木村 貞雄 人口割だけ。

保健医療課長 そうだ。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

第13款 使用料及び手数料

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

第14款 国庫支出金

（質 疑）

木村 貞雄 民生費国庫負担金の27Pの一番下なのだけれども、障害児通所サービス費負担金、これ昨年度から比べるとかなり増額なのだけれども、最近施設でも、それから民間のあいているところ開設したりして今通所でしている、そういったところがふえてきた関係なのか、施設で泊まりだけでなく、今そういう方向で施設の人も動いているので。

福祉 課長 6番の障害児通所サービスの負担金の関係だが、こちらについては、民間の施設がふえてきたということで、通所サービスなので、放課後デイサービスなどを利用する方がふえているということで、補正の予算のときにも説明させていただいたけれども、平成29年度は2事業所が開設していた。平成30年度に2事業所がまた開設したということで、通所される方がやはりすごくふえているということが現状である。

木村 貞雄 次のページなのだけれども、これは4番目の児童入所施設措置費等負担金、このまた増額ということは2世帯分なのか。

福祉 課長 こちらも、たしか補正予算のほうで一時増額させていただいたけれども、平成30年度当初では1世帯だったけれども、現在では2世帯の方が入所している。この方たちも、生活のほうがある程度めどを立ててということになれば、また将来的には退所するというので予算は使わなくなる可能性は当然あるが、現在の状況で計上させていただいたところだ。

木村 貞雄 その下の国庫補助金の関係で、民生費の国庫補助金なのだけれども、先ほど説明あったのだけれども、もう少し詳しく聞きたいので、3番目の新しいやつも、地域共生社会の実現に向けたこの補助金なのだけれども、内容のほうをちょっと。

福祉政策室長 ご説明いたす。この事業については、地域共生型社会と申して、相談内容が単独ではなく高齢者、障がい者、子ども、それぞれ複合する課題について相談を受け付けるということで、今年度については、総合相談窓口を開設してその対応に当たるということになる。

木村 貞雄 終わる。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

第15款 県支出金

（質 疑）

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第18款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第20款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説 明)

- 福祉 課長 それでは、80、81Pをお開き願う。中ほどになるが、3款1項1目社会福祉総務費の説明欄1である。社会福祉費一般経費については、4月からの組織改編により経費の一部を児童福祉費の一般経費のほうに移したので、その分97万4,000円減の293万8,000円を計上している。説明欄2から4については、説明のほうを省略させていただきたいと思う。次のページになる。82P、83P、説明欄5になるけれども、福祉総合相談事業経費、こちらが先ほどご質問にも若干あったけれども、新たに福祉課に総合相談窓口を設けて非常勤の相談支援包括化推進員をお一人配置する予定である。近年複雑化した地域生活課題として障がいや高齢、児童生活困窮など各種問題を抱えた世帯の悩み等を解決するため、これは1課ではできないことになるが、これらを今度体制整備を行っていききたいということで、その経費である。また、法律相談手数料であるけれども、これまでは社会福祉一般経費に計上していたものをこちらに移しかえさせていただいて、補助の対象にさせていただいている。
- 介護高齢課長 6については昨年同様なので、省略させていただく。7の市民後見推進事業経費15万8,000円であるが、市では第三者後見人の不足を解消するために、今後地域住民の中から後見人候補を育成する市民後見人の養成を計画している。先進地である佐渡市のほうで活躍されている市民後見人の方を講師にお招きして研修会の開催を予定している。以上である。
- 福祉 課長 説明欄の8から次ページになるが、11までについては、事業として特に変わっていないので、説明を省略させていただいて、説明欄の12、障害者自立支援経費である。平成30年度より1億1,368万8,000円増で、11億7,853万7,000円ということである。要因としては、歳入と同じ形になるかもしれないが、障害福祉サービス費が9億

5,000万円ということで、2,400万円ほど増加しているし、障害児通所支援サービスが1億3,200万円ということで、8,100万円ほど大幅な増加になっている。こちらについては、やはりサービスに関する認知が進んできたこと、また放課後等デイサービスの利用者もふえている。ちなみにだが、サービスの放課後等デイサービスの支援決定者数なのだけれども、2月末現在だと児童発達支援員が19名、保育所等訪問支援が20名、そして放課後等デイサービスが62名ということになっている。次の説明欄13、14については、説明を省略させていただく。説明欄15、運営費負担金である。こちらは中井さくら園、いじみの寮、ひまわり荘の負担金であるけれども、中井さくら園の開設準備が終わったので、平成30年度から1,259万4,000円減となって、3,118万7,000円を計上させていただいた。説明欄16から18については、同様の事業であるので、説明を省略させていただく。

- 保健医療課長 説明欄20、国民健康保険特別会計繰入金として4億4,616万9,000円を計上いたした。国保特会の7款でご説明いたした繰入金と同額になっている。
- 福祉課長 説明欄21については、職員の人件費ということである。以上だ。
- 介護高齢課長 3款1項2目社会福祉施設費であるが、説明欄の1、ゆり花会館運営経費2,128万6,000円は、指定管理料と修繕費になる。2は例年どおりなので、省略させていただく。3款1項3目の老人福祉費の説明欄の1、老人福祉費一般経費4,116万8,000円であるが、これも例年どおり長寿祝金、敬老会、特別養護老人ホーム負担金を計上している。この中で、特別養護老人ホームの負担金であるが、これは平成31年度のゆり花会館増築分213万9,000円で、これで終了である。また、今年度は平成32年度に作成する第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のため、実態調査を実施いたす。その経費として業務委託料148万5,000円計上いたした。なお、この経費については、一般会計と介護特別会計で折半した後の金額である。2については省略させていただく。次のページであるが、3から8については例年どおりであるので、省略させていただく。
- 保健医療課長 説明9の老人医療費助成経費についても例年どおりであるので、省略させていただく。
- 介護高齢課長 10の老人保護措置経費1,960万7,000円であるが、胎内やすらぎの家に平成30年に1名入所措置があって、6名分となっている。
- 保健医療課長 説明11、後期高齢者医療広域連合負担金7億7,809万6,000円であるが、これは広域連合の運営に係る経費を構成員で負担するもので、県後期高齢者医療広域連合負担金3,273万5,000円と医療給付費をもとに12分の1分の定率の市町村負担分である県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金7億4,536万1,000円を計上したものである。
- 介護高齢課長 12であるが、介護基盤整備事業経費1億4,824万円であるが、次の90ページ見ていただきたいと思う。先ほど歳入の際にもご説明いたしたけれども、地域密着型施設整備事業費としてグループホームツーユニット分で6,400万円、施設開設準備経費等支援事業費として2,640万円であるが、これはグループホームツーユニットで1,440万円と介護療養型医療分で1,200万円である。介護療養型医療施設等転換整備支援事業として1事業所であるが、5,784万円である。これも、先ほどもお話ししたが、村上記念病院のほうで平成32年4月に介護療養型医療施設から介護医療院に60床転換する予定であるので、計上させていただいた。13については例年どおりなので、省略させていただく。

保健医療課長 説明14の後期高齢者医療特別会計繰出金は、先ほどの後期特会で説明させていただいたけれども、繰出金と同額の1億9,966万1,000円を計上させていただいた。

介護高齢課長 15、16についても例年どおりなので、説明を省略させていただく。次に、3款1項4目老人福祉施設費であるが、各施設の指定管理料等を計上している。説明の1から6までについては例年どおりなので、省略させていただく。

福祉 課長 それでは、92、93Pをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費の説明欄1、児童福祉費一般経費であるが、こちらは先ほど申し上げたとおり機構改革により子ども課が新設となるので、公用車のリース料などを計上させてもらったものである。説明欄2から4については、例年どおりの事業であるので、説明を省略させていただく。説明欄5、子ども・子育て支援事業計画経費については、平成27年3月に策定した計画、こちらが平成31年度までとなっていることから、平成30年度、今年度は保護者アンケートの実施などを行っている。平成31年度は、次の計画の策定を行うことにしているものだ。説明欄6から次のページの説明欄8までについては、例年どおりの事業ということで説明を省略させていただく。次に、3款2項2目母子父子福祉費の説明欄1だ。ひとり親家庭等医療費助成経費は、給付対象者の減に伴い395万3,000円の減の3,727万3,000円を見込んでいる。説明欄2は省略させていただいて、次の3の児童扶養手当経費である。こちらは、歳入でも説明させていただいたけれども、11月から支払い月が2カ月に1回となるので、平成31年度に限りなのだが、15カ月分を計上したことにより3,347万3,000円増の2億7,777万8,000円を計上させていただいた。説明欄4については、例年どおりの事業ということで省略させていただく。続いて、3款2項3目児童措置費である。説明欄1、保育園運営経費、こちらは8億8,300万6,000円を計上している。平成31年度であるけれども、エアコンの設置を優先とさせていただいて、第一保育園、第二保育園、山居町保育園の3歳以上児の保育室、あとみのり保育園と向ヶ丘保育園の遊戯室、こちらにエアコンを新規に取りつけさせていただくほか、山居町保育園の遊戯室のエアコンの修理、また統合した山北そらいろ保育園のエアコン、この改修工事を計画している。今97Pであるけれども、説明欄2からその次のページ、98、99Pの説明欄9までについては、例年の事業ということで、こちらについても説明を省略させていただく。次に、説明欄10だ。児童手当等支給経費であるが、こちらやはり支給対象者が減になっていて、5,394万3,000円の減で、金額的には7億4,641万5,000円を計上させていただいたものだ。次の説明欄11及び次のページの説明欄12については、人件費ということで説明を省略させていただく。その下、3款2項4目の学童保育費の説明欄1、学童保育経費であるけれども、さんぽく森のなかよし学童保育所の指定管理料が新たにふえているので、平成30年度から比較すると776万4,000円増で、1億1,274万7,000円の計上となっている。次に、3款2項5目児童福祉施設費の児童遊園施設経費については、説明のほうは省略させていただく。続いて、102、103Pになる。3款3項1目生活保護総務費について、こちらについても例年どおりということで、説明は省略させていただく。次の3款3項2目の扶助費である。説明欄1、生活保護扶助費であるが、762万円減で7億8,860万6,000円であるが、その内容である。平成31年1月末現在の被保護者の数であるが、現在445世帯583人、近年の動向としては若干の増加傾向というふうな推移をたどっている。その下、3款4項1目の災害救助費であるが、こちらは項目計上ということで上げさせてもらったものである。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長 それでは、104、105Pをお願いいたす。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費になるが、説明1の保健衛生総務経費に13億5,399万5,000円を計上いたした。前年比較9億2,604万6,000円の大幅増額となっているが、その主因となるものは、下から3つ目になるが、村上総合病院移転新築事業費補助金11億7,500万円である。基本協定書に基づき、新病院の移転新築に対する財政支援として平成30年度からの継続事業として2年目の交付予定額である。また、一番下の奨学金貸付金720万円は、村上市医学生修学資金貸与制度に係る貸与金として私立大学生2名分を計上したものだ。内訳が本年度就学生1名と平成31年度就学生として募集した1名分である。入学大学が未確定なため、当初予算では私立大学生で計上している。次の説明2、3については、例年どおりのため省略させていただく。

福祉 課長 その下、説明欄の4、5であるけれども、こちらについても例年どおりの事業であるので、説明は省略させていただく。

保健医療課長 次のページになるが、説明8のほうは人件費であるので、省略させていただく。続いて、4款1項2目予防費だが、例年どおりのため説明1と3は省略させていただく。説明2の歯科保健事業経費であるが、1,175万8,000円を計上している。消耗品の270万円には、市内中学校におけるフッ化物洗口の対象学年を2年生までに拡充して実施するための経費も含まれている。次の説明4の自殺予防対策事業経費だが、98万円を計上いたした。講師・指導員謝礼44万2,000円では、生きることの包括的な支援を推進するため、ゲートキーパー養成研修のほか職員、教職員向けの研修や総合相談等を引き続き実施する予定としている。

福祉 課長 次のページになる。108P、109Pだ。説明欄5、子どもの医療費助成経費であるが、こちらについてもやはり対象者の減少ということで、777万2,000円減の1億4,108万円の計上とさせていただいている。また、説明欄6、7については、例年どおりということで、説明は省略させていただく。

保健医療課長 説明8、説明9についても、例年どおりのため省略させていただく。続いて、112、113Pをごらんください。4款1項5目の保健衛生施設費であるが、説明1の保健衛生施設経費だが、155万9,000円を計上いたした。朝日、荒川の保健センター維持経費であるが、荒川の廃止予定で前年度当初より86万8,000円ほど減額している。次の4款1項7目診療所費については、説明1は例年どおりのため省略いたす。

第2条「第2表 債務負担行為」

(説明)

福祉 課長 それでは、7Pのほうをお開き願う。第2表、債務負担行為をごらんください。上から2段目だ。保育園通園バス運転業務委託料について、平成32年度の契約を平成31年度中に締結する必要があることから、債務負担行為を行うものである。以上、説明を終わらせていただく。

歳出

第3款 民生費

(質疑)

長谷川 孝 85Pの障がい者の自立支援経費の項目でちょっと聞きたいのだが、介護保険の場合にはグループホームというのは村上市がその設置者を公募したりするわけだよね。でも、障がい者の場合には、例えば平成31年の予算にもないように、県がその障がい者のグループホームの許認可を出すと。そうすると、村上市というのは、例えば障がい者のグループホームの開設にかかわるのはどういうことを村上市としてかわっているのか、ちょっと教えてくれる。

福祉 課長 市としましては、そのグループホームの必要性がどうかということで県のほうから照会が来て答えるというようなことはある。また、計画の中でも、施設の必要性ということではうたわせていただいているところだ。ただ、実際に申請があったときに、ではそれを却下する権限とか市にあるかということになると、そういう権限は持っていないものと考えている。

長谷川 孝 ということは、予算には全くあられない部分の、そこに何か書類を加えて申請するような形に事業者のところに村上市としての所見をつけ加えてやるというような考え方で理解していいわけだよね。

福祉 課長 そのような考え方になるかと思う。

長谷川 孝 それで、その後例えば県から内示をもらって、補助金をもらわないと開設できないわけだから、開設に向かうと思うのだけれども、その入所者の審査は村上市がやるのでないかと私は理解するのだけれども、その辺はどうなのだろうか。

福祉政策室長 グループホームを利用する際には市のほうに申請を出していただいて、市が決定をするということになる。

長谷川 孝 ということは、事業者が勝手にその入所は決められないというふうに理解していいわけだね。わかった。

尾形 修平 81Pの一番下の生活困窮者の中の住居確保給付金、これ平成30年度と同じ予算になっているけれども、どのぐらいの対象者はいるのか。

福祉 課長 予算には計上してあるけれども、実際に利用した方というのは、現在のところいらっしやらない。

尾形 修平 例えば羽衣園だったかで、羽衣園の施設の中に住宅の確保の目的で建ってる施設あると思うのだけれども、そういうのを言っているわけではないのか、この予算というのは。

福祉 課長 今ほどの羽衣園云々ということになると、高齢者の施設ということになるかと思うけれども、こちらで上げているのは生活困窮者ということで、そういう方々の住宅確保のためということになるので、若干異なるかとは思う。

尾形 修平 生活が苦しいから羽衣園に行く人も、確かに高齢者ということに限定されているのだからかもしれないけれども、基本的には同じなのかなと私は思ったものだから質問させてもらった。それと、次のページの福祉総合相談経費、これ新規事業ということであれなのだけれども、これ前のページのその生活困窮と違いがいまいちさっき課長の説明聞いていてわからなかったのだけれども、言ってみてこれは福祉全般に関するワンストップの窓口をつくるという意味なのか。

福祉政策室長 考え方としては、ワンストップという考え方でもいいかと思うのだが、1つの家族を見てみると、要するに児童だけの問題、高齢だけの問題ということではないので、その辺が全部複合して生活課題があるわけなので、それを解決するための事業ということになる。要は、コーディネーターする人を置いてどこに相談に行ったらいいか、その相談はどこが適切か、そういうことを判断させていただくとともに、高

齢者と子どもといる世帯については、課がまたがっているので、それぞれのところから担当者を集めてそこで総合的にこの世帯を支援するという、そういうような考え方になる。

尾形 修平 大きいのが支援員の報酬になるけれども、これは外部から調達というか、募集することなのか。

福祉政策室長 非常勤特別職ということでこの場合公募させていただいた。

尾形 修平 それで、その下の7の市民後見推進事業、これに関してなのだけれども、今社協さんのほうで法人後見人ということでやられていると思うのだけれども、その法人後見人で受けている方というのは、課のほうで把握しているか。

介護高齢課長 今のところは5人と聞いている。

尾形 修平 思ったほど利用されていないかなと、5人だと。

介護高齢課長 福祉協議会のほうでも受け入れられる人数が大体決まっていて、なかなか5人以上になると今度難しい部分が出てくるので、今のところ5人になっている。

尾形 修平 いや、需要があるけれども、その供給ができない体制だということなのだろうか、そうすると。それがあれだから、今課のほうで市民後見人制度も考えているという理解でいいのか。

介護高齢課長 実際には委員がおっしゃるとおりに受け入れがなかなか厳しい状態であって、市民後見人というのを広めていこうかというふうに考えている。

尾形 修平 わかった。

長谷川 孝 87Pの村上岩船福祉会特別養護老人ホーム負担金というの、そのゆり花園の増築分を終わればあとは何もない。償却はみんな終わったというふうに理解していいのか。

介護高齢課長 特養の関係についてはこれで終わりである。

長谷川 孝 それで、ちょっとこれからの考え方を聞きたいのだが、今その改装とか、ここが壊れたから直すとかというのは、例えばいわくすの里でやりなさいよとかという金額が決まっていると思うのだけれども、それは例えば50万円以上は村上市が直すのだとかというふうにやっぱり決まっているわけか。

介護高齢課長 指定管理であるので、あくまでもみんな村上岩船福祉会のほうで修繕とかやっている。

長谷川 孝 それで、ということはある程度大規模な改修とかもやるというふうに理解していいのか。

介護高齢課長 そのとおりである。

長谷川 孝 それで、村上岩船福祉会の部分は、大体そういう形でいかれると思うのだが、今後のためにその改修準備金とか、そういう名目で積み立てとかというのは、例えば村上岩船福祉会とかというのは、それはもう独自に任せているという形になっているわけ。

介護高齢課長 そのとおりである。

木村 貞雄 83Pの介護職員人材確保の関係なのだけれども、ことしの当初予算で結構そういった補助金に関するのを削減されているけれども、この中の有資格新規就労支援等、このキャリアアップのための研修支援も、これも減額されているのだけれども、ここにはいいことはついているのだけれども、そういったこの積算というのは、どういうふうな状況で積算したのか。

介護保険室長 人材確保の推進事業交付金とそのキャリアアップ、2本立てで今年度も引き続き実施しているけれども、その見込みベースで減額とはなっているけれども、いずれの

事業についても平成30年度の見込みベースで、予算立てるのはもっと前だったけれども、それで計上したつもりである。

木村 貞雄 次のページの先ほど長谷川委員が質問した障害者自立支援の関係で何うけれども、お金の流れまず本当は聞きたいのだけれども、施設に入っていて本人の名前で自立支援費というのが入るわけなのだけれども、それともう一つ、特定障害者特別給付費というのをその施設から例えば市のほうに請求来ると思うのだけれども、そのものがそこに入っていると、食料費と光熱費とかは1カ月ごとに引かれているわけだけれども、その分に対して1カ月の利用料金から私今言った特定障害者特別給付費というのが差し引かれて支払っている状況なのだけれども、その辺のお金の流れ聞かせてくれ、わからなければ施設へ行って聞くので。

福祉政策室長 お金の流れ、本人に支払うということはうちのほうはしていない。1人の方が施設入所をされると、施設から市のほうに請求が来る。それについては利用料、それから食費も含めた形で請求が来るので、その分を市が支払うということになる。特定障害者についても、同じような流れになっているので、ご本人に払ってご本人から施設のほうに払っていただくということではない。

木村 貞雄 先ほどの説明の中の老人福祉費、3目の。その中の8期の福祉計画、これはいつごろできるのか。

介護保険室長 第8期の介護保険事業計画については、平成33年から平成35年までの3カ年の計画になる。なので、本格的な策定は平成32年度だ。その前の平成31年度、来年度に高齢者の生活実態調査、そして要介護者の家族を調査する在宅介護実態調査がある。

木村 貞雄 91Pの一番上のほうなのだけれども、地域密着型の進めているわけだけれども、その補助金の内容については、県の補助金は今までと変わらないか。

介護高齢課長 グループホームについての算定の仕方については同じである。

木村 貞雄 その1つ下の介護療養型の、これはどうか。

介護高齢課長 これは昨年の、平成30年の4月からできた事業であって、今回から初めての事業である。

木村 貞雄 この補助率。

介護高齢課長 1人当たり、1世帯当たり96万4,000円掛ける60床というふうになっている。

河村 幸雄 87P、一番下の生きがい活動支援経費という中で、ハッピーボランティアポイント事業というのが含まれているかと思うが、市へのボランティアセンター登録数というのは何名いるのだろうか。

地域包括支援センター長 2月末現在でボランティア登録されている方は272名だ。

河村 幸雄 参考までに、男性は何名いるわけだろうか。

地域包括支援センター長 済みません、性別までは把握していない。

河村 幸雄 わかった。このボランティアをしていただくというのは、もう自由にその施設に行き送迎であったり、施設内におけるボランティア、自由なときに行きやれるのか。何か与えられたものがどこからか出されるわけか、これ。

地域包括支援センター長 登録している施設のほうからボランティアの内容とか、いつボランティアに来てくれというような内容を一覧にしたものを作成していて、そちらに基づいてボランティアする方がその一覧表を見てボランティア受け入れしている施設に連絡をして行っていただくことになっている。

河村 幸雄 わかった。それと、85P、発達障害者支援事業経費の中のペアレントトレーニング、この事業はどのようなところに一番重点を置いた対応をしているのだろうか、お聞

- かしてください。
- 福祉政策室長 発達障がい、また疑われるお子さんに対しての親の対応の仕方というか、要は行動に着目して親がどういうふうな態度をとればいいのかみたいなことに重点が置かれている。
- 河村 幸雄 これは、どのくらいの方がこの事業にまとめていたのだろう。
- 福祉政策室長 人数でよろしいか。
- 河村 幸雄 人数、済みません。
- 福祉政策室長 1回の受講者が8名ということで、今回4会場を予定しているの、32名ぐらいを予定している。
- 河村 幸雄 わかった。いい。
- 木村 貞雄 もう一つ、103Pになっているけれども、児童福祉施設の工事請負費なのだけれども、南大平の遊具のうんていというの、この撤去なのだけれども、撤去はいいのだけれども、その後の新たに何か遊具つけるというのはまるっきり関係ないのか。撤去だけか。
- 子育て支援室長 南大平のうんてい撤去ということであるけれども、地区の区長さん初め住民の方々、撤去のみで新設はいい、結構だということだったので、今回は撤去のみの工事費計上をさせてもらっていた。以上だ。
- 尾形 修平 87Pの100歳の長寿祝金、先ほどの議案でもちょっと質問しようかなと思ったのだけれども、これ祝金1人20万円をあれしているのだけれども、100歳以上の方が亡くなったときの香典もこの中に入っているのか。香典はこの費目に入っている。1万円ずつ出しているよね。
- 高齢者支援室長 この祝金の中にはその1万円の差し上げる部分は入ってなくて、それから市長の交際費のほうから支出されているものと思われる。
- 尾形 修平 わかった。次に、91Pの介護療養型の医療施設整備支援金なのだけれども、これは記念病院さんで初めて村上市でやられたと思うのだけれども、今例えば前回は質問したかと思うのだけれども、厚生連の瀬波病院でもその話が出ているし、あと肴町病院さんでもその話が出ていると思うのだけれども、その辺市のほうとこの療養型に関しての意見交換みたいなのはしているのか。
- 介護保険室長 この点については、第7期の計画を策定した平成29年度から各病院さんを課長と回って聞き取りをやっていた。その中で出てきたのがその瀬波病院、厚生連からの相談で、これは第7期の計画にも掲載しているけれども、80床を老人保健施設または介護医療に転換するという計画を策定し、瀬波病院さんからは、現段階では平成32年度にこの転換の補助申請が出てくるものだと想定をしている。今回出てきた記念病院については、事務長から相談があって、60床、今介護療養型の病床なのだけれども、介護から介護医療院へ、介護から介護院の転換なので、特にこれは計画上問題がなく、市との協議の中で実施できるというもので今、今回事業を実施することになった。ほかの病院さんは、今後具体的な相談があるかと思う。
- 尾形 修平 わかった。
- 長谷川 孝 さっきの続きだけれども、村上岩船福祉会にその償却した施設をそのままずっと運営させている段階になっているわけだよね、今。そうすると、小さな改装とか大きい改装も、村上市はもうかかわらないで、全部その村上岩船福祉会が直すのだというふうな、契約上はそういうふうになっているのか、もう。
- 介護保険室長 ちょっと整理をさせていただくと、指定管理でやっているのはあくまでも8つのデ

イサービス、社会福祉協議会とこれ7つ、それからもう一つはゆきわり荘といった新潟の業者。村上岩船福社会が今運営している特別養護老人ホームあるいは障がい者の施設については、もう全て市から手を離れて法人で本当に小さな修繕から大きな改修までやっている状況だ。

長谷川 孝

旧村上市のときから全部、建物を建てる時に村上岩船福社会のその建物に関するあれというのは何年もかかってやったわけだから、それは別法人やっているのはわかるのだ。だから、それが全く手を離れたから、では全部がどんな、仮にこれから何年たとうとも、村上市はその改装費とかというのは全くかかわらないのだというふうに理解していいわけだねというふうに聞いたわけだから、それはいいわけだよね。

介護保険室長

現時点では、そのように推移していくものと思っている。

長谷川 孝

それで、社会福祉協議会のところ、今さっき7デイサービスだか何かやっているというのが指定管理でやっている。そしてもう一つ、ゆきわり荘に関しては、何かささえあいコミュニティ生活協同組合新潟がやっているというふうな形で、介護施設の特養に関してはまだつくって間もないというところがあるのだけれども、デイサービスというのはもうずっとやっていて、はっきり言えば非常に海沿いのところはこれから直さなければ、改装していかなければだめだというような形に来ているわけだろう。だから、それに対してその社会福祉協議会並びにゆきわり荘のささえあいコミュニティ生活協同組合新潟とかは、1年に1遍ぐらい例えばこういうふうなところは直してくれとかという話は、介護高齢課のほうに相談とかに来ているのだろうか、その辺ちょっと教えてくれる。

介護保険室長

実は、尾形委員からも一般質問あったけれども、そのときも答弁させていただいたけれども、状況を確認したり、あるいは向こうから、指定管理者のほうからこのような修繕箇所がそれぞれの施設にあるという一覧を持ってこちらに相談して、何とか指定管理協定の中で50万円以上の大規模修繕については市が請け負うと。それ未満については指定管理者という協定を結んでいるので、話し合いの中であとは財務と協議しながら進めるようにしている。

長谷川 孝

社会福祉協議会やっているところは我々も視察行ったし、いろいろな話を聞いたとわかっているし、ゆきわり荘に関しては、私個人的に相談とかいろいろ受けていて、それはそれでいいのだ。だけれども、問題は50万円以上の工事とかというの、やっぱりそれなりに要望はあるわけだよ、今の形からいったら。視察に行っても、これは50万円では済まないなんていうようなところあるわけ。それで、副市長にちょっとお聞きしたいのだが、その公的な施設の見直しとかという部分にこれも入っているのではないかなというふうに思っているのだけれども、それも踏まえた中で、やはり直さなければだめなところは直していかないと、利用者、通所者か、デイサービスだから。の人たちのやっぱり利便性も考えていかなければだめなのだけれども、それについてはどういような年次計画とかは今のところ立てていない。まだ全く立っていないのか。それとも、この次の介護計画とか何かのにのせるからというような考え方なのか、その辺ちょっと教えてくれるか。

副市長

この件については、代表質問でもいただいていた。何回も申し上げているけれども、平成31年度内に市内にある、今のその介護施設も含めて全部の公共施設を指定管理のあり方等も考え合わせ、そしてまた利用者の実態も踏まえて、場合によれば統合とか、そういったちょっと大胆に切り込みながら、将来どうあるべきかということ

を総合的に検討しようということですのですぐ作業に入る、その準備を進めているところである。ただし、それを今度は担当の各課でまたさらにその詳細を詰めるということになるかと思うので、まず大枠でどんなことが考えられるのか。そこはさらに詳細にわたって果たしてそれが可能なかどうかというふうなあたりも、少し時間をかけながら検討していくことになるかなというふうに思っている。今のところ、その具体的なスケジュールまでは残念ながらでき上がっていないけれども、市長からは早急に進めるようにと、そういう指示をいただいている。

長谷川 孝

もう聞かないけれども、例えば民間の企業もいっぱいあるわけだから、村上市だけで解決、3つあるところを1つにすればいいというふうな解決の仕方ではなくて、例えば民間に頼るとか、民間に頼ってもいいのでないかというふうな時代なのでないかなというふうに思うのだ。だから、その施設のあり方も含めて、それから民間との共存を含めて考えていただきたいというふうに思う。

副市長

今いいご意見をいただいたかと思う。例えば保育施設なんかも、そういった思いを持たれている方もいらっしゃるというふうに聞いているので、確かに民間の方々のそういう思いをしっかりと市でも受けとめて、それが共存共栄できるような、そんな環境が望ましいものというふうに思っているので、十分検討させていただく。ありがとうございます。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費

(質疑)

稲葉久美子

医療施設の補助金のことで、医療施設等設備整備費補助金についてと、その下の公的病院等運営費補助金について、どんなふうに使われているのか教えてほしいと思う。

保健医療課長

今のご質問であるが、医療施設等設備整備費補助金2,160万円であるが、これは村上市が間接補助者となり、厚生連村上総合病院に補助している。内視鏡業務支援システム1台を予定している。公的病院等運営費補助金1億3,310万1,000円は、瀬波病院と村上総合病院への補助金となる。特別交付税を財源にしている。

尾形 修平

さっきそれ私聞いた話なのだけれども、これ昨年度も2,160万円で、今課長の説明だと内視鏡ということなのだけれども、毎年予算額が同じだということに私ちょっと疑問を感じていて、施設の整備の中身まで課のほうで把握しているのかいということのある市内の病院の先生からお話があったものだから、私も聞いてみるといって、今課長の説明で本年度は内視鏡だということだけれども、では昨年度は何に使われたのだ、その前の年は何に使われたのだということのをみんな把握しているのか。

保健医療課長

把握しているが、この昨年度と同額ということについては、補助金の上限額であるので、結果的に同額になっている。

尾形 修平

では、昨年度ちなみに何に使われたのだ。

保健医療課長

昨年度は、似たようなちょっと名前であるけれども、超音波内視鏡システム1台である。

尾形 修平

ちなみに、この内視鏡というの1台どのぐらいするかというのも役所のほうでわかっているのか。

健康支援室副参事 平成31年度の対象のものでよろしいのか。

尾形 修平 はい。

健康支援室副参事 平成31年度厚生連で購入予定のものが、現在見積もりの段階ではあるけれども、3,996万円ということで金額のほうは確認している。

尾形 修平 これ、毎年限度額決まっていると言っているけれども、そうすると5割以上の補助になっているのでないかなと思うのだけれども、そのほかにあとこっちのほうの事業者側の負担が逆に少ないのでないかなと感じるのだけれども、その辺はいかがなのだろう。

健康支援室副参事 今委員からお話あったものなのだけれども、こちらの整備事業については、本来の交付額を県と市町村を合算した場合に事業者の持ち出しはない形の事業となっている。県、国で3分の2、市町村で3分の1の交付額になるので、満額交付になった場合については、事業者の持ち出しはないという形になる。

尾形 修平 そうすると、確かに公的病院という扱いされているからそうなのだろうと思うけれども、やっぱり市内の一般のお医者さんから見ると、何でそこまでしなければならないのだというような批判も実はあるのだ。だから、その辺この輪番制のやつも含めてどうなのかなというのは、ちょっと検討する必要があるのではないかなと私は思うのだけれども、その辺いかがか、課としては。

健康支援室副参事 検討というか、実はこちらの整備事業についても、条件として輪番制病院として実施しているという条件もあるので、ただ公的病院だからということで出しているわけではないので、その辺はご理解いただければと思う。

木村 貞雄 今の同じところなのだけれども、公的病院の関係。来年新しい病院できるよね。10月から開院ということで、前にも聞いたことあるのだ。ここに関して、来年度の予算では特別交付税が減額されてくる見込みなのか。

健康支援室副参事 公的病院等の運営費補助金についてということではよろしいか。こちらについては、特別交付税が80%ということで、前年と同額というふうに考えている。

木村 貞雄 村上総合病院できてから削減されるかなと、前に何かちらっと聞いたことあるのだけれども、これはずっとそれは新しい病院できて続けて、特別交付税から入ってくるのか、今までどおりに。

健康支援室副参事 現段階では、特別交付税の省令等でその配分率というか、措置率が落ちない限りは80%入ってくるものはこちらは考えている。

木村 貞雄 終わる。

河村 幸雄 105P、保健衛生総務経費の一番下の奨学金のことについてだ。本県は、医師不足の深刻さで地域の医師の充足状況がまとまったということで、下から2番目の全国46位と。医師少数県と位置づけられた。そういう状況の中で、その奨学金制度というものはありがたい制度ではあるけれども、そういう厳しい状況の中でやっぱり危機感を持ちながら改善策やある程度の見直し、そういう魅力のある村上市の提案としてやっていかなければ大変厳しいような状況だと思うのだけれども、その件に関してはどのように考えるだろうか。

保健医療課長 ご指摘のとおりだと思う。ただ、私どものこの医学生への修学資金の貸与制度については、大変ほかの県とかで応募者が少ない中、制度開始以来順調に応募いただいているし、応募した人の声を聞くと、やはり制度設計が私どものほうがよかったのだなというところを実感している制度であるので、まずはこの制度を運用しながら、改善点があったら検討してまいりたいと考えている。

- 河村 幸雄 お願いいたす。
- 長谷川 孝 1つ聞きたいのだけれども、保健医療課からいろいろなことで健診の案内とかいろいろ来るよね。実際今そのかかりつけ医というやつがどのぐらい市民の皆さんに認知されているような形になっているのかというのを調べたことある。
- 健康支援室長 実際に調べたことはないが、特定健診の受診者で医療の受診があるかどうかを、かかりつけ医があるかどうかを確認すると、6割ぐらいが既に医者にかかっているというふうな返事になっている。
- 長谷川 孝 まあわかった。それと、せっかくここに村上総合病院の移転新築のお金が11億円ばかり出ているので、ちょっとどうなったのか聞きたいのだけれども、一時はヘリポートつくらないとって、2回目のときヘリポートつくるとって、今回の場合の図面とか見せてもらおうとヘリポートなんかなくなっているような感じするのだけれども、実際ヘリポートはどうなっているのか。つくる予定なのか。
- 保健医療課長 ヘリポートに関しては、説明の中でもあるものと認識している、病院側からの。
(何事か呼ぶ者あり)
- 木村 貞雄 最後に、全体的な話なのだけれども、保健医療課長に特に聞きたいのだけれども、この前も村上総合病院の起工式の間村山先生と話した中で、全国的でもそうだけれども、どうしても今急に直さねばない医療の関係のことであるのだけれども、急性期医療というのだけれども、老後になってもある程度落ちついた人は回復期というのだけれども、それらの医療の抜本的な改革みたいな話で、そういった話の中には市のほかどなたがいるのか、そういう話やったときの。
- 保健医療課長 県のほうでやっている地域医療構想の中で、そういうような急性期の病床数とかが決めるような話し合いをされているけれども、その会議には保健医療・・・
- 木村 貞雄 市から。
- 保健医療課長 市からは、保健医療課長と介護高齢課長が出席している。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 債務負担行為」

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第4号のうち市民厚生分科会所管分は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

○以上で当分科会に付託された案件の審査を終了し、当分科会の報告を分科会長に一任することを決め閉会する。

分科会長（渡辺 昌君）閉会を宣する。

(午後 2 時 1 4 分)